

資産税は、船舶の価格の千分の十六といふ普通の固定資産税の税率をかけられておるのでありますが、幸いにいたしまして、自治庁の御配慮に基きまして、この税率から約六〇％の減税を行つていただいております。次第でございますが、かような減税を受けておりまするにもかかわりませず、昭和二十四年当時の船舶税に比較いたしますると、二十六年にこしらへましたいよゆる第六次の貨物船につきましては、七倍に当り、最近こしらへました第八次船につきましては十九倍に當る、こういうような状態でありまして、非常な高率になつておるのであります。しかもこの船舶税は、大休その船員費に匹敵するような情勢になつておるのであります。一例を第六次船にとつてみますると、固定資産税が約八百万円、その船員費が約一千百万円、船員費とわずか三百万円しか違わない多額の金額を、いよゆる固定資産税として船舶は納めなければならぬ。こういうように非常に大きな船舶の負担の割合をなしておるような次第でございます。一方、この船舶は、皆さん御承知おきいただいておりますように、ことに外航船は、ほとんど外国の港に向つて運航をいたしておるような次第でございます。貨物船におきましては、一年間に日本の港に入りますのが、わずか四十日、輸送船につきましては、わずか三十九日間を日本の港でこやつかいになり、あとは大部分航海中に外国の港に出入りをする、こういうことで、一年のわずか十分の一近くしか内地の港にこやつかいにならないにかかわらず、国内にある普通の固定資産税と同じように、いよゆる公益的な思想に基

きまして固定資産税を課せられておる。こういうような船舶の実情、こういうように船舶に対する税率は、諸経費に比較いたしまして、非常に重きをなしておるといふような点、また先ほど申し上げましたように、外航船舶の拡充とともに、日本海運の振興が即日本国の自立経済の達成の基盤であるといふことを考えますと、一年の約十分の一しかかつかないにならない——というと言葉が悪いのでありますが、地方自治体の恩恵に浴しない。とすれば現在の税率の十分の一なり、あるいは八分の一程度にお下げいただくことが、海運振興の一助になりますとともに、固定資産税の応益的な思想といえますが、あるいは関連つておるかも知れませんが、かような思想に基く固定資産税という税の思想にも合うのではないか、かように考えまして、私この申入れをいたした次第であります。詳細は、先ほども申し上げましたように、お手元に資料を配付いたしましたのでございまして、御精誼を煩わしまして、御賢察のほどをお願い申し上げます。

次に事業税の問題でございますが、事業税は、大体電気、ガスその他の独占事業と同様に、この海運事業につきましても、いわゆる収入課税になつておるのでございますが、皆さん御承知のように外航船は独占企業でもございません、まづたく自由企業でありまして、はげしい国際競争に伍しておるようなわけであります、かような意味から行きまして、むしろ一般産業と同様に、収益課税にしたいということが理の当然ではないか、かように考えておるような次第でございます。ただ海

運送事業のうち、認可運賃制度に基いておりまする国内旅客定期航路運送事業というようなものは、あるいは考え方によりましては、この事業税を認可運賃の方へはね返らせるというようなことも考えられます。あるいはまた、ときによりましては、離島航路その他におきまして、独占企業というようなことも、あるいは考えられるかもしれない。かようにも考えまして、運送事業中特に定期旅客航路運送事業は除きまして、外国航路事業に従事するいわゆる運送海運事業は、この運送事業の概念の中から除いていただきまして、いわゆる収益課税にしていきたいと思います。ならばと、かように実は考えたような次第でございます。

なお運輸委員会から当委員会に申し入れました事項は、地方鉄道軌道に係いたしましたのは、事業税の減免についてでございますが、これは皆様御承知のように、地方鉄道軌道の軌道施設その他の、たしか昭和二十四年以前であったと思いますが、一応地方鉄道の公益性から御判断いただきまして、長く租税を減免せられておつたのであります。が、二十四年以後、いわゆる固定資産税の観点に基きまして、普通の固定資産税と同様に課税をされておるのであります。地方鉄道は現在百五十社ばかりあるのでございますが、非常に収益性が少く、また一面非常に公益性が強いがために、これが運賃料金の認定にあたりまして、公共の福祉という面から相当厳格に査定をせられておるような関係でございますので、旧来通り、地方鉄道の軌道施設その他につきまして、無税の措置を講じていただきたい、かように考えておる次第でございます。

います。なお地方鉄道軌道の事業税でございしますが、これは先ほど海運関係につきまして申し上げましたごとく、運送事業の概念の中に入りまして、地方軌道関係の事業税につきましても、一応収入課税になつておるのでございますが、地方鉄道軌道の独占性は、御承知のように自動車運送事業その他の交通事業の発展に基きまして、その独占性は従来のような考え方をもつてしては、現在は臨まれないような実情に相なつておるような次第でございますので、この事業税につきましても、何とぞ収益課税、すなわち所得課税に御変更あらんことをお願い申し上げたような次第でございます。

なお電気ガス税でございますが、御承知のように地方鉄道的大部分は、電車運転がほとんどを占めておるような実情でございまして、会社会計上、この電気関係の経費が相当部分を占めておるのであります。ことに重要産業に對しましては、この電気ガス税につきまして、減免の措置を講ぜられておる実情でございしますので、これら重要産業と同様に、電気使用量の相当多量を占め、またこの電気が電車運転といひますか、地方鉄道軌道の唯一の動力源でもございします実情を御察察していただきまして、他の産業と同様電気ガス税を減免していただきたい、かように考えまして、運輸委員会からこの委員会に、かような処置を講ぜられるよう申し入れたような次第でございます。

以上、はなはだ簡単でございますが、運輸委員会としての意思を、皆様方の前に発表いたしましたような次第でございます。何とぞ御賢察の上、適宜な

る処置を講ぜられんことをお願い申し上げます。

次に自動車関係の事業税につきまして、次で、私たちの申入れのほどを説明させていただきますと思います。先ほど海運関係、地方鉄道、軌道関係について申し上げましたと同様の希望を、この事業税につきまして、自動車関係についても持つている次第でございます。特に最近自動車運送事業は、他の交通機関との競争、あるいは他の交通機関との関連性その他におきまして、相当不況になつておるのであります。また自動車交通事業のいわゆる独占事業としての形態が相当薄らいで来ておるのであります、先ほどの地方鉄道、軌道あるいは海運事業につきましては、説明の内容、またお願いの筋の理由が多少違つておりますが、自動車事業につきましてもいゝゆる外形課税であります収入課税を収益課税に御変更願ひたい、かようにお願いを申し上げます。

なおこの自動車税につきまして、当委員会に自動車税五割引上げの案が付議せられておるかに、灰聞いたしましたので、この自動車税のことにつきまして、運輸委員会から当委員会にお願いを申し上げている点につきまして、一応説明させていただきます。私たちはなほだ不敏ながらこの自動車税の内容をよく検討させていただきますと、固定資産税的な性格と、さらに道路利用税というか、そのようなものの性格とを両方合せて、自動車税という形で課税せられておるかのように覺えられるのであります。ところが自動車につきましては、御承知のようにガソリン税とい

うもので一応税を払っております。また従来の自動車税のほかに、道路工事受益者負担金、あるいは道路損傷負担金、あるいは道路工事寄付金というように形で、約二十数億を全国の自動車事業者が払つておられる次第であります。こういうようなことを考えますと、むしろ自動車税を固定資産税のなもので振りかえていただく方が適切ではないか、道路利用者税の面は、今申し上げましたようにあるいは分担金、あるいは工事費の寄付金というようなことで、すでに二十数億を払つておられるのだから、そういう要素はむしろ自動車税から削除していただく方がよいのではないかと、いかかわらず、このたびは約五割の値上げということになつておるのであります。ことにこの五割の引上げが自動車の用途とか、あるいは年式とか、あるいは積載トン数とかいうことにおかまいなしに、と言つてはあるいは私研究不十分で違つておられるかもしれませんが、おかまいなしに、バス一両については何万円、その五割増し、あるいはトラック一両については一万円、その五割増しの一万五千元、こういうようなことになつておられるのにも考えますので、特にこの点の引上げにつきましては慎重御審議の上、もしできますならば現在の自動車税程度におとめおき願ひたい、かように実は考えまして、お申入れをいたしたような次第でございます。

あるいは免租というようにことを申し上げまして、まことに恐縮に存じますが、私たちが一にかかつて交通事業の健全なる発達が即日本の経済の発達を来すゆえんではないか、こういうようなことから実は申入れをいたしましたような次第でございますので、どうかひとつ御察察の上、賢明なる御判断のほどをお願い申し上げる次第でございます。

○中井委員長 別に御質疑はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○中井委員長 それでは次に移ります。

○中井委員長 次に自治大学校設置法案を議題といたします。本案は予備審査で提案説明を聴取いたしましたので、去る二十四日本付託となりましたので、この点念のため申し上げておきます。この際政府より逐条説明を聴取いたします。山野自治庁公務員課長。

○山野説明員 自治大学校設置法案につきまして、簡単に御説明申し上げます。

第一条は設置の目的と設置の次第を規定しておりますが、さきに長官からの提案理由の説明にもありましたように、地方公務員法の本旨といたしまして地方公共団体の行政の民主的かつ能率的な運営を企図して行くためには、まず第一番に、地方公務員の資質を向上いたしまして、勤務能率の發揮増進をはかることによりまして、能率的な行政の運用を期することが必要であると思われまふので、この際地方公務員に対する高度の研修、初任者に対する研修は、地方公共団体の研修機関にまか

せることにいたしました。主として地方公務員の中堅職員に対する高度の研修を行う機関として、このたび自治庁の附属機関として自治大学校を置くことにしようとするものでございます。

第二条の自治大学校の所掌事務について申し上げます。第一号は「地方公務員でその任命権者の推薦に係るものに対し、高度の研修を行うこと」と規定してございまして、地方公務員の研修は、地方公務員法の第三十九条に規定せられております通り、地方公共団体のそれ、任命権者の権限とされているのでございまして、しかし地方公務員のうち初任者とか、あるいはごく初歩的な研修は、十分各地方公共団体の任命権者で研修を行うことができるのでございまして、先ほど申し上げましたように、中堅幹部に対する高度の研修につきましては、講師の不足とか設備の不足とか等によりまして、統一的な研修ができないという困難がありますので、従来から地方公務員の研修をぜひ中央の研修機関で行つてくれという要望もあつたのでございまして、従いましてさような地方公共団体で研修困難と思われる職員に対して、それぞれ任命権者の推薦に基いて、地方公務員法に規定する高等の研修を行うというところを、所掌事務としてあげた次第であります。それから第二号は「地方公務員法の三十九条に規定してありますそれらの任命権者が行い、調査研究を行い、その結果を刊行する」ということを規定してございまして、これは自治大学校で行います研修の内容あるいは方法につきまして調査研究するのは、当然のことでございます。

自治大学校として、そういう地方公務員の高度の研究を行いますと同時に、この自治大学校を地方公共団体の設置する研修機関の指導機関的な意味も含めまして、地方公共団体の任命権者が行う研修の方法とか、内容についても調査研究を行つて、便宜の供与を行つて行こう、あるいは技術的援助を行つて行こうというために、この所掌事務を掲げたわけでございまして、第二項は自治大学校はさらに研修以外に、研修と表裏一体をなしておりますところの地方自治に関する制度及びその運営に関する理論、あるいはその応用について基本的な調査研究を行うこと、それから地方自治に関する制度及びその運営に関する資料を収集し、編集し及び保存する仕事を行うことを規定したのであります。先ほど申し上げましたように、自治大学校がその研修の成果を十分にあげて行くためにも、この研修を行いますと同時に、その研修の基礎となります地方自治に関する諸制度の運営に関する理論、応用について研究しておくことが、ぜひとも必要でありますと同時に、内容につきましては各地方公共団体の機関等の委託を受けて、かような事務を行うことが、自治大学校の所掌事務として最もふさわしい事項である、かように存じまして、こういう第二項の所掌事務を掲げたわけであります。第三項は自治大学校は、主として地方公務員の幹部職員に対する高度の研修を行うのが主体でございまして、それと同時に地方公共団体の行政に密接な関連のある職務に従事してある国家公務員、たとえば地方公共団体に配属されております地方事務官、その他地方公共団体の行

政と非常に密接な関連のある職務に従事する国家公務員に対しても、そのそれぞれの任命権者から依頼があつた場合に、研修を行うことができるというぐあいに規定して行くことが、地方自治団体と国との円滑な運営をはかる上からも必要である、かように存じまして、第三項の規定を挿入したわけでございまして、

それから第三条は、先ほど申し上げましたように、自治大学校は、地方公務員に対する高度の研修を行うとともに、地方公共団体が設置してあります研修機関に対しては、第二項第一号に掲げております研修の内容とか、方法等につきまして調査研究を行つて、その成果を提供いたしましたり、あるいは講師のあつせんをいたしたり、その他研修に關しまして、一般的に技術的な援助をすることができるといふ建前にいたしまして、地方公共団体の設置する研修機関と自治大学校とが、相協力して地方公務員の研修の成果を高めて行くというための規定でございます。

第四条は、自治大学校は、地方公共団体の機関の委託を受けて第二項第一号に掲げております調査研究を行うことができる。これは先ほど申し上げたと触れましたように、地方公共団体の研修機関等の委託を受けまして、かような調査研究を行うことができる建前にいたしておきながら、自治大学校の研修機関としてあるいは調査機関として、最もふさわしい機能である、かように考えたわけでございまして、第二項は、「自治大学校は、関係機関との間において、第二項に規定する研修又は

調査研究に関する資料、成果その他の便宜の交換を行うことができる。自治大学校は、地方公務員の研修機関及び地方自治に関する調査研究機関といたしまして、その研修または調査研究に関する資料を、広く内外の関係諸機関、地方公共団体の研修とかその他の諸機関との便宜の交換を広く行つて行くことが、最もその成果を発揮するゆえんである。かように存じまして、第四条の規定を設けた次第であります。

第五条は、「自治大学校は、東京都に置く。」

第六条第一項は、「自治大学校に、校長その他所要の職員を置く。」第二項は、「校長は、自治庁長官の命を受け校務を掌理する。」これは自治大学校が自治庁の附属機関でございまして、当然かような規定になるわけでございます。第三項は、「前二項に定めるものの外、自治大学校の内部組織は、総務府令で定める。」自治大学校の事務部局並びに組織につきましては、総務府令で定めることとしたわけでございます。

第七条は、自治大学校運営審議会に関する規定でございますが、「自治大学校の運営について校長の諮問に應ずるため、地方公共団体の長及び議会の議長、全国の連合組織の代表者並びに学識経験者で組織する自治大学校運営審議会を置く。」これは自治大学校が地方公共団体の各任命権者からの依頼によつて、地方公務員の研修を行うのでございまして、すなわち地方公務員法に基き研修を自治大学校で行つて行くわけでございまして、その研修の実態は、当然地方公共団体の実情に即することく運営して行くことが必要である

のでございまして、さような意味から校長の諮問機関として、かような自治大学校運営審議会を設けた次第であります。第二項は「前項に定めるものの外、自治大学校運営審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。」かようにいたしておる次第であります。

附則第一項は「この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。」第二項は「自治庁設置法の一部を次のように改正する。」とございまして、これは自治庁設置法第四条に、自治庁の権限が掲げてあるわけでございますが、その十五の二に「地方公務員に対し、当該地方公務員の任命権者の依頼を受けて研修を行うこと」という規定を挿入いたしましたわけでございます。

それからその次の「第二十四条の次に次の一条を加える。」これは自治庁の附属機関として地方財政審議会、中央選挙管理会、自治紛争調定委員とありますが、その次に、「自治大学校」として「自治庁に、自治大学校を置く。」二項に「自治大学校の所掌事務、組織その他の事項については、自治大学校設置法の定めるところによる。」といううぐあいに定めることとしたわけでございます。

はなはだ簡単にございしますが、以上御説明申し上げた次第であります。

○中井委員長 御質疑はありますか。門司君。

○門司委員 なるほど一つの研修の方法として考えられたものであるということが書かれておりますが、研修とこのいう地方公務員の身分というものに、非常に関連性があると思うのだから、職階制が定められております今日

の状態で、その大学の研修を終つた者の身分に、一体どういう特典を与えられるのか。もし特典がなければいけないが、どういふことになるのか。身分上の問題について聞かしていただきたい。

○鈴木(俊)政府委員 この自治大学校は、ただいま公務員課長から御説明申し上げましたように、地方公務員の実務の高度の研修機関、こういうことでありますので、普通の大学等と違ひまして、その卒業という点によつて、当然に一定の資格を得るといふようなものではございません。従いまして職階制の上におきましても、これを卒業したからといつて、当然に職階上の地位が上るといふものではなくして、やはり昇任とかあるいは他の職に転することの結果として、職階上の地位がかわつて来ることに相なるわけでございますが、それはやはりこの自治大学校卒業ということの直接の原因とは言えないということになるわけでございます。

○門司委員 そうすると、この制度自体が、今の御説明によりまして、高度というお話があつたのであります。高度實際上の公務員の採用その他高度の職員については、大試験制度というよりもむしろ認定をするというか、あるいは推薦をするというか、そういう制度の方がふさわしいのじやないかというううな考え方があつたわけでありま

す。つまり、試験制度によつて画一的のものだけを試験されて、人間としての修養その他の面が一向わからないでおつては、非常に高度の事務職員等に

公務員法と別にそういうことが、多分に考えられると私は思うのだが、もしそういうことを前提としてこの制度を考へて参りますと、今の説明の程度では、そういう高度の職員、人としての養成ということには、少し当ては

まらぬじやないかと考えられる。そう申し上げますのは、たとえば警察であるとか消防であるとかいふものは、仕事の面にかなり多く技術的なものを含んでおりますから、ある程度の講習がしほく行われることによつて、自分のやつておる仕事自体の進歩といふものはあり得ると思うのだが、地方の公務員の仕事は、そういう技術的なものではなくて、實際は常識的なもの

の考へ方で、地方住民の福祉を増進する人を養成することの方が、むしろ必要ではないかと考へるが、その点について自治大学校設置法案の中には何も触れておらない。ただ単にいろ／＼な普通の研修をするという制度を設けただけであつて、私もには、ほんとうに自治体に必要な職員の養成には当ては

まらぬじやないかというううなことが考へられるのであります。この点について、どの条文でどういふふうに自治体のほんとうの仕事をして行こうとされるのか、その点をもし御答弁ができればなら御答弁願ひたいと思ひます。

ますれば、やはり選考ということが基本にならなければならぬと思うのであります。さような選考の際におきまして、中堅幹部として自治大学校において研修を受けて来たいというものにつ

きましては、ある程度その後の実績等と勘案いたしまして、選考上その点が考へられるというううな實際の結果になると思つております。自治大学校においては研修の内容といたしまして、結局いかなる研修の科目をとるかといふことになつて来るわけござい

ますし、また研修の期間をどの程度にするかといふことも関連して来るわけでございます。これはなお予算その他の關係を、公務員課長から詳しく御説明申し上げたいと思ひますが、根本

の考へ方といひましたのは、やはり門司さん御指摘になつたやうな、地方公務員として必要な基礎的な教養といふものを一面に考へますとともに、また全般の社会情勢と申しますか、さういふことについての一般的な認識を深めるという意味の、いわゆる常識的な講座というううなもの、これに交えて行きたいと考へておるのであります。しかしながらやはり根本は、専門行政についての各行政論と申しますか、さういふ内容のものをそれ／＼研修いたすということに考へておるのであります。またその研修の期間でござい

これは大體警察大学校等の研修期間と同じような程度に考へておるのであります。

○門司委員 もう一つこれで聞いておきたいと思うのは、地方の自治体の行政事務というものは、きわめて重要であることは私よくわかつておりまして、要するに権力官庁でないサービス官庁としての自治体の要素というものが、同じ公務員でありまして、国家公務員のあり方とは、相当異なるものがないければならぬ。それからもう一つは、地方の自治体というものがだんだん自主的に独立というまでには行かなくとも自律性を高めて来る今日の段階にあつては、私はこういうものが一つの行政学上の要素の中に入りはしないかと考へる。そうなつて来ると、政府はこういう大学の制度でなくして、むしろ現在の大学令によつてきめられておる大学の正科の中に、こういうものを織り込んで行つて、ほんとうに行政事務に携わる者の根本からの養成をして行く必要があるのではないかと、そうした極端づけられたものが、やはり必要ではないかと考へられるのであります。この点に對するお考えがもしありましたら、ひとつ御答弁願つておきたいと思ひます。

○鈴木(俊)政府委員 ただいまの大学等に、地方自治に関する専門的な講座と申しますか、そういうものを設ける、あるいは大学に地方公務員を委託する、あるいは大学に地方公務員を委託する、確かに一つの方法としては考へられるわけですが、やはり理論の研究と申しますよりも、実務の研修ということでございますので、現任の地方公務員を中心にして考へますと、

通常の一定の課程を修了して六・三・三・四の最後の課程、あるいは大学院の課程において地方自治に関する講座に列するということになりますと、どうも実務という点から申しまして、必ずしも適切ではないのではないかと考へるものであります。もちろんそのことはけつこうなことでございまして、さういふ理論に十分研鑽を積んだ上、地方公務員に入つて来るということは望ましいことではございますが、現任の地方公務員の研修の方式としては、大学に特定の講座を設けるということではどうも足らないのではないかと考へるのであります。先般シャウ博士が参りました、その報告の結果として、たしか東京大学には税に関する特別講座が設けられたというのを聞いておりますが、そういうような特別講座が設けられますことは、実際の行政の発達のために、理論的な研究その他のために、非常に望ましいことではあると思ひますが、しかしやはり実務研修という点から申しますと、そのみではうまく参らないので、かような施設がやはり必要ではないかというふう

に考へるのであります。

○門司委員 最後に、この法律の施行の期日でございますが、これが二十八年の八月一日からということになつていまして、すぐ実行しなければならぬんが、それに対する予算であるとか、あるいはさつきのお話のように施行細則みたいなものが必要であるようでありまして、それが大体あなたの方ではできておりますか。

○山野説明員 自治大学校の予算について説明申し上げます。自治大学校の予算は、地方自治研修費として七十九万八千七百七十円が計上されております。そのうち非常勤職員手当が六十二万四千四百円でありまして、これは八月から組んでございまして、それから諸謝金でございますが、諸謝金といたしまして百七十七万一千円でございます。このうち専任講師の手当の分が二名分含まれております。その二名の職員費は八月から計上してございまして、九月開講になりまして、八月から準備にかからないと開講に間に合わない關係上、人件費は八月から計上してあるわけでございます。それから職員旅費としまして九万一千円。それから庁費が四百八十一万七千七百七十円でございます。これは諸調度調弁費、机を購入したりいろいろする備品費が二百二十万三千円でございます。その他消耗品費二十三万四千円。印刷製本費が百六十六万六千円。それから光熱及び水料が八万八千円。通信運搬費が八万三千円。雑役費が六万一千円。自動車維持費が十二万二千円。借料及び損料が五十二万八千円。それから項になりまして各所修繕が四万五千円。会議費が一萬六千円。それから各所新築が六十九万三千円。以上合算しまして七十九万八千七百七十円になつておる次第でございます。

思ふのであります。今でも地方の都道府県の人事に對しましては、自治庁からのさしずとまで私は申しませんが、了解事項が相当多いと考へております。そういう時期に、もう一歩進んでここに自治庁のもとに大学が置かれて、ここで研修されるということになつて参ります。いたゞらに地方の自治体の人事の自主性がなくなつて来ると、そして何か自治庁に關連を持つ人事行政が行われはしないかということから考へると、そういうことを避けるために独自のこういう研修機關をもつてやるのだという議論も、あるいは成り立つかもしれないけれども、しかし実際はそういう形式論でなくして、現在より以上に地方の自治体の人事行政が、自治庁の人事行政のようにならなはしないかと私は考へる。こういう点について、むしろこの法律でそうは行かないかというのをきめるわけには参らぬと思ひますが、しかし実際においてそういう危険性はないかということですが、われ／＼には心配されないのであります。そういう人のつながりにおいて弊害を及ぼすようなことはないかどうかとこのことを聞いておきたいのです。

○鈴木(俊)政府委員 門司委員の御心配の点は、この自治大学校ができて、その卒業生が地方団体に再び歸つて仕事をやる、そういうことのつながりから、何か特別に自治庁と申しますか、中央政府との間の關係で拘束されるような結果になり、それが何か思ひやうない結果を生じはしないかという点の御心配でございます。一応そういう御心配がなされますことは、あるいは無理からぬ点があるかと思ひます。けれども、しかしながら従来の旧地方制度におきますような意味の、いわゆる人事権を一手に中央が掌握をして、指揮監督をするというような建前の時代においてならば別でございまして、けれども、今日におきましては、さういふ建前に基かないで、各地方団体がそれぞれ自主独立の行政運営をいたしておるような建前でございます。従つてむしろかようなそれ／＼本来独立にやります地方公務員に對して、共通の研修場をつくることによりまして、他の地方団体において非常に能率的に、効果的に行動しておる行政を、相互に得る機会を得るといふことにもなるわけでありまして、これがやはり行政の全体の水準を高めて行くことに、裨益するであろうと考へられるのであります。そういう意味から、これは地方自治の全体の面から申しまして、私どもはかようなことを通じて全体の行政が上つて行くのではないかと、権力的な関与というよりも、むしろかような方式による地方行政の責任の向上ということが、新しい地方自治の姿において、国と地方との一つのつながりの面ではないかというふうに考へるのでございます。

○加藤(精)委員 私この条文を見まして、どうも學問がないものだからさつぱり意味がわからないのですが、第二条の第一項の第一号に「高度の研修」とある。それから第二項の「一」に「制度及びその運営に関する理論及びその応用」とあるのですが、これはどう違ふのか。片方は各論で片方は總論だといふ意味ですか、これが一つ。

それから第二項の第一項の第二号

は、各任命権者が行うところの教育をここで研究することなのであります。これは生徒がやるのか先生がやるのかかわらないのです。これはどういふことなのか。大体こういう教育方法論とか、教育行政論とかいふものは、他の場合においては師範教育でやるものなのであります。ところが自治大学校には、いわゆる師範教育に当るものがない。しかもそういう教育方法論的なものは、ここで固めようというのはいくら無理でないかと考えるのであります。

それから第六条ですが、私は今の地方自治庁というものは、非民主的な思想を持つておる方であつておるようには思われぬ、きゝめて民主的な内容を持つておると思ひますので、第六条には校長その他所定の職員を置く。とあるのですが、これは自治庁の次長をもつて校長に充てた方がいゝように思ふのです。これはできれば御回答願ひたいのですが、御回答が御無理なら速記録にとめておいて、私の希望として申し上げておきたいと思ひます。

それから人事委員会との関係であります。自治大学校を卒業した者は、その成績を任命権者に通知してやつて、そうしてその当該団体の人事委員会とか、公平委員会が勤務成績の判定にこれを用いるように、地方公務員法の第四十条によつて、そういう連絡は当然つくるのじやないかと思ふのですが、第四十条との関連を次長さんが御説明なさらないかと思ふ、どういふわけかということに疑問に思つておりますので、それだけ御説明願ひたい。

○鈴木(俊)政府委員 加藤先生は教育行政の大家でございますので、いろいろ研究の方法との関係において御指摘でございますが、第一のお尋ねの「高度の研究」といふ点でございますが、これは先ほど公務員課長が申しましたように、やはり初任の初度研修に對して、これで行うのは高度の現任公務員に對する再教育という意味での高度の研修である、大体地方において府県単位等におきましての初度研修が行われますが、それよりも高度という意味でございます。

それから第二項の第一項第二号の地方公務員法第三十九条に規定する研修の内容及び方法について調査研究を行うということ、第二項第一号の地方自治に関する制度及びその運営に関する理論及びその応用について基本的な調査及び研究とは、どう違ふかということでございますが、第一項第二号の三十九条の研修の方は、各任命権者が公務員法第三十九条によりまして、研修をいたしますその研修の方法について調査研究、お話のごとく師範教育の段階において考えられることでございますが、これをやはり附屬機関である自治大学校として、その研究方法を研究する。従つてこれは主体はやはり校長なり講師なり、さうなところから中心になつて、自治大学校として研修方法は、いかなる方法がよしいかといふことを調査研究し、その成果を刊行する。それを第三項の方で、地方の研修機関に對して提供するということになるのであります。第二項の第一号の方は、さうな研修とは離れまして、やはり自治大学校にたとへば地方自治に関する専門図書館を置く、それはむ

しろ第二項の第二号に關係いたしますが、さうな専門図書館を置き、また専門的な自治診断が出来ますような人をして育てるだけであつて、そうして自治体の自治制度全般についての理論的応用の基本的な研究をする、そして地方からの委託がございましたらば、これを地方に提供する、これは第四項との関連が出て来るわけでありまして、従ひまして自治大学校の機能といたしましては、本来の研修事務と、それから研修方法に関する研究と、地方自治の制度及び理論についての調査研究、さらに資料の収集というふうな図書館的な機能、大体大ざつぱりに申しますと四通りの機能を持つというふうな考えでおるものであります。

それから第六条の点に關連してお話でございますが、これはやはり将来予算等が許しますならば、真に地方自治団体に勤務いたしておられますすべての人たちが渴仰するに足るようなすぐれた民間人を校長として迎え、先ほどいろいろお話がございましたように、単に技術的な事務の研修をするというだけではなくて、やはり人間の教養もここでおのずから何ほどの訓練を経て得られるというふうな人が校長に得られることが、一番望ましいと思ふのであります。ただただいま非常な予算その他につきまして、なお整備を期さなければなりませんので、逐次さうな形に持つて参りたいと思つておるものであります。

それから自治大学校の卒業生というものが、地方の実際の職員の任用と申しますか、昇任、昇給、昇格といふたような人事の行政の上に、どういふふうな反映するかという点であります。

この点は先ほど門司委員からもお尋ねがあつた点でございますが、ただ私も考えますのは、自治大学校を卒業したからといって、それによつて当然に一つの特権的な昇給、昇格の資格を得るというふうな考えることは、これは適當でないと思つておるものであります。しかしながら加藤先生のおつしやいますように、自治大学校における研修の成績が、きゝめて優秀であるというふうなものは、今度實際当該の地方団体におきまして勤務をいたしますような場合におきましては、多くはこの第四十条によりまして勤務成績の評定におきまして、非常にすぐれた評定の結果を得る場合が多いだらうと思ひます。その結果として、勢ひ昇任とか、昇給あるいは昇格といふようなことが多いいうふうな考えるのであります。ただ卒業したからといつて、當然に一定の特殊な扱いをするということについてはどうであらうか、それが実際の勤務に現れた上において考えられる、こゝういふふうになるべきものであらうと思ふのであります。

○加藤(精)委員 ただいまの御説明を聞いてびっくりしたのであります。大体自治大学の事務の中の四つ掲げてあるうちの三つは生徒に關係がない。非常に程度が高い人があるいは教授法を研究したり、あるいはその自治診断の名人を置いて、そこであつちこつちまわらして資料をとつたり、専門図書館を置いたり、いろいろなことをするので、ここに第一項第二号の中に四つあるうち三つは授業といふか、教育のほかにことなんですね。そうしますと、どうも第一号と合はなくなる。第一号はこれは高度の研修を行うために

置くと思ひます。自治行政の研究機関ではないのです。第一号は学校であつて、第二号は、大部分は研究所とか行政研究所みたいなものなんです。たとえば市政調査会みたいなもの。そうすると第一号と第二号と合はなくなつて来るのではないかと思ふのです。その点がどうもふしぎでならないのですが、どういふわけですか。

第二番目は、校長その他所定の職員を置くのだけれども、今承りますと、この前の十五国会で提案されたと同じように、次長さんが兼務なされるというふうな御予定なんですか。その点をひとつお尋ねいたします。

○鈴木(俊)政府委員 最初のお尋ねの点でございますが、先ほど四つの仕事があるといふふうに平面的に羅列的に申し上げましたので、誤解を生じて恐縮であります。この第二項第一項の、自治大学校は左に掲げる事務を行う、それがやはり自治大学校の仕事の基本であります。第一号はそれ自体の研修でございます。第二号は地方の研修機関に對する問題でございます。やはり研修という範圍の仕事であります。その第二項は「前項に規定する事務とあわせて、こゝういふふうな特に表現の上で」も「あわせて」と申しておりますのは、やはり附帶的な事務としてといふ考え方でありまして、もちろんこの第二項の第一号あるいは第二号のことは、先ほど申し上げたのは、いささか言い過ぎかも知れませんが、やはり基本は第二号の第一項の高度の研修なり、あるいは研修方法の調査研究といふようなものとも結びついておるわけでございます。理論なり応用についての研究が、

同時に研修として反映をして参るといふこととでございますから、やはりこれはあくまでも附帯事務というふうに、お考えをいただきますと思うのであります。そういう意味で特に項をわけ、なおあわせてという表現を用いておる次第であります。

それから第六条の点につきまして、十五国会に提案をいたしましたのは、法律上当然に自治庁次長が兼任をするという建前でございますけれども、今回提案いたしております案におきましては、さような法律上の拘束はいたさない。予算その他實際上の運用が可能でありますならば、兼任というふうな方式をとらないで処置ができるというふうに考えております。

○加藤(精)委員 私ただいまさういふからなくつたのですが、第二條の第一項が本来の仕事であつて、それは高度の研修だとおつしやるけれども、第一項のうちの第二号は、先ほどのお話を先生方その他偉い人だけがそういうものを研究して、そして地方の方へ刊行したりして知らせるのだというお話だつたので、いわゆる学校形態で教育をする部分は、第一項のうちの第一号だけじゃないかと思われるのです。どういふことかという、いわゆる学校でやるというの、何として不特定の多数人で、一定の時期に特定したところの人間に対して相当の期間拘束して、そして一定の学科課程を定めて継続的に教育をするところが学校なんです。そういう仕事の中に入るのは、四つのうち一つしかないのではないのか。どうも四分の三がほかの仕事であるならば、自治大学校という名前が、おかしくはないかと考えるわけ

であります。その点だけお尋ねいたします。

○鈴木(俊)政府委員 先ほども申しましたように、四つの仕事というふうに分量的に書いてありますことがみな同じような前提で、仰せになりますと、さうなことになるかと思ひます。けれども、第一項と第二項は書き方を異にしてあります。高度の研修を行う機関として、国家行政組織法に基いて自治庁に自治大学校を置くというところは第一條の根本であります。従つて第二條第一項の第一号にその点が出て参り、また地方の研修を伸張するということが、第二号に出て参るわけでありまして、そういう意味では研修機関ということが基本であります。さうな研修機関を基本として性格づけまして、それに関連のある附帯的な事務を若干行わしめるということとは、むしろ適當ではないかというふうな意味で第二項の事務を附帯事務として掲げた次第であります。

○大石委員 鈴木次長さんにちよつとお尋ねしますが、地方公務員の資質を向上し、勤務能率の発揮及び増進をはかるため、現在地方公務員さんといふものは、こういう大学へ入らぬと勤務能率を増進し、そして発揮することができないほど無能なんではないか。それをまず私は聞きたい。

○鈴木(俊)政府委員 これは現状が適當でないというよりも、さらによりよくしようということでございます。

○大石委員 それではこの大学を卒業した人の資質が向上して、勤務能率が上る責任は、あなたが持ちになるのですか。あなたが校長さんにおなりになるというのを聞いておりますが、私は、こんなばかんなことで金を使うのだつたら、もう少し意義ある方面に金を使いたいと思ふのです。それから、この資料の中には、アメリカにもあるからといふことがありますが、これはアメリカのまねをなさつたんですか。世界各國どこにこういう自治大学校といふようなものがありますか。それを私は知りたい。

なるということをお願いいたしますが、私は、こんなばかんなことで金を使うのだつたら、もう少し意義ある方面に金を使いたいと思ふのです。それから、この資料の中には、アメリカにもあるからといふことがありますが、これはアメリカのまねをなさつたんですか。世界各國どこにこういう自治大学校といふようなものがありますか。それを私は知りたい。

○鈴木(俊)政府委員 この自治大学校の問題を、私個人と結びつけてお話をいただきますことは、はなはだ遺憾でございます。(大石委員)だれが校長になるんや」と呼ぶこれは自治大学校という制度として考へていただきたいと思ひます。自治大学校といふことは、もちろん学校全体の運営の問題は、校長の責任でございますけれども、この自治大学校が地方団体の實際の事情に適應しないようにいたしまするために、第七條に自治大学校運営審議会を置くことにいたしてあります。これにはそれ／＼地方団体の代表者が加わり、それがこれを組織するといふ建前になつております。これに諮問をいたしまして校長が運営をいたして行くといふことでございます。それから、これは一人の校長でありますとか、いろいろな個人的責任において、事を運びますといふよりも、やはり地方団体とむしる全体の責任において、地方公務員の向上あるいは地方行政の能率の發揮といふことに、せしめようといふことがねらいでございます。決してまつたく遊離したものをつくろうといふ考へではないのでございます。それから諸外国にかような例があるかといふお尋ねでございますけれども、

も、これはかような名前のもは、私も狭い範囲でございしますが、承知いたしております。しかしながら諸外国にあるなしにかかりませんが、かようなことが適當であると考えまして、かような提案をいたした次第でございます。

○大石委員 ただいま鈴木さんが、その自治大学の運営審議会は学識経験者でもつて組織して、そして自治大学校の運営のよろしきを得るとおつしやうものは、そんな学識経験者が知つておるのではありません。地方のほんとうの家庭の主婦やほんとうの勤労大衆がこれを知つておるのです。学識経験者がこういうふうな自治体の運営いかんについて、いくらくつを言つたつて、そんなものは机上のりくつたつて、ほんとうは勤労大衆や、主婦がこれを知つておる。大体こういうふうなばかんなことで金を使うことは私たちが反対です。だれがこの法案をきめたのですか。まず第一にそれを聞かしてほしい。一体だれがこれを立案したのですか。あなたですか、だれですか。こんなばかんなことで金を使うのだつたら、もつと意義がある方に金を使う方がよろしい。国民の血税でもつて、こんなばかんなことをするなんて何ですか。この学校へ行つたら必ず地方公務員といふものの向上をはかつて、勤務能率をよくすることができるといふのですか。だれがこれを立案したのですか、これを聞かしてください。

○鈴木(俊)政府委員 政府として責任を持つて、国会に提案した法案でございます。

○西村(力)委員 ここに今出ている資料を見ますと、「中央研修施設設置等に関する意見調」というところをずつと見ますと、まつたく奇跡的に近い、全部がその必要性を認めておる。こういうぐあひになりますと、地方自治団体の総務部長あるいは人事委員の事務局長、そういう人々の立場、たとえば一切この法案に反対する立場でありませんが、これについてとかくこういふ意見を求める場合には、質問の文章に多い。その出した質問の文章はどいう文句で、どういふぐあひに書かれたか、これをひとつお聞かせ願ひたい。

料を見ますと、「中央研修施設設置等に関する意見調」というところをずつと見ますと、まつたく奇跡的に近い、全部がその必要性を認めておる。こういうぐあひになりますと、地方自治団体の総務部長あるいは人事委員の事務局長、そういう人々の立場、たとえば一切この法案に反対する立場でありませんが、これについてとかくこういふ意見を求める場合には、質問の文章に多い。その出した質問の文章はどいう文句で、どういふぐあひに書かれたか、これをひとつお聞かせ願ひたい。

○山野説明員 お答え申し上げます。その質問書の原文を持つておりませんが、若干の相違はあるかと思ひますが、中央研修機関を設けることの必要性の有無についてどう思ふか、さうしてもし必要とするならばその理由はどうか、こういうふうな問ひ方であつたと記憶しております。

○西村(力)委員 研修機関の必要あるかどうかについての回答を求められたといふことになりますれば、その際に、地方で各県とも研修機関を持ち、いふ／＼足りないながらもやつておる、こういうものを擴張する方式をとる、その指導援助は自治庁の公務員課なら公務員課でやる、こういう点を並行して示して質問をなされたかどうか。そういう地方団体自体がやつておるそのことに一切おかないしに、中央でやると、これだけを示したとするならば、地方で研修の組織を持つてやつておるが、財政的にもあるいは人的にも非常に苦勞が多いために、それでは中央にまかした方がいいという

考え方になつて、必要ありという回答になつたのではないかと思われる。これをやる場合には、一面、地方が自主的にやつてゐるものをどう育てるかという一つの考え方を自治庁としても持つて、両方示してこの回答を求めなければならぬのではないか、かように私もは思う。その点はなされなかつたというわけなんですか。

○山縣説明 御説の点につきまして、現在なるほど地方公共団体に、大体二十六くらいの府県に研修機関がございます。しかし先ほど来申し上げましたように、都道府県の研修機関ではどうしても講師が不足したり、設備が十分でないという理由でかねて六団体からぜひ中央の研修機関をつくつてくれという要望がございまして、そうしてそういう要望に基づきまして、私どももこのような研修機関をつくることとしたのであります。その質問の仕方につきましては、そういう研修機関の事務はどこでやるのだ、どこが権限としてやるのだということまで、詳細をきかめて聞いてはおりませんです。大体私の方から照会いたしましたので、自治庁の機関としてつくるのであらうということ、想像できたと思う次第でございます。

○西村(力)委員 先ほど門司委員が心配なされたことは、これは実に重要な問題であります。私もその通りに考えておるわけなのでございますが、そういう観点に立てば、まず第一番目にはやはり地方の研修組織を育成するという方向に主力が向けられることが、このような懸念というものを払拭するまづ第一の道であると思うのです。そういう方向に対して一つの目を開かせ

る、あるいは打通の道を示す、こういうぐあいにして、なおかつそれでも中央において研修組織を必要とするという結論になれば、その必要性ありという回答を、全部その通り納得できるのですが、そうでない限りは、どうも現状が苦しいから思うようにできない、やむを得ず中央にこういう機関を求めるとのことについて追ひ込まれて行つて、この必要性ありという回答をしたのだというふうなぐあいに、私は考へざるを得ない。それについて、この自治大学校という名称をつけたところにも、いろいろそういうものと関連するものがあるのじやないかと思はれる。これと思うとすぐ警察大学校を連想するのでございまして、こういう研修組織で、大学な名称をつけておるのは、この二つだけだということをおもうときに、この自治大学校と名称をつけたその理由、単に大学校というところ、何か権威のあるもののごとく受取られ、そうして人々はそれにこぞつて集まるのではないか、そういう角帽をかぶつたからという自信のもとに、研修の効果も上るのではないか。こんなような理由以外の相当の理由があるのではないか、かように思はれる。その点についてどういふお考えでございませうか。ちよつとお聞かせを願ひたいのであります。

○鈴木(俊)政府委員 自治大学校の将来の運営に關しまして御心配の点でございませう。これは実はやや打明け話のようなことを申し上げまして恐縮でございませうが、数年前アメリカ軍總司令部の存在しておりました時代に、地方団体全国六団体の代表者と、当時の自治庁長官でありました岡野大臣との間

におきまして、やはり将来の地方自治ということになると、何か中央に地方公務員の教育研修機関、それに附帯した専門の図書館といったようなものを設けまして、それにはアメリカがいろいろ金を日本につき込んでおるけれども、かような基本的な研修施設教育施設のようなものに、アメリカからも金を出してもらひ、日本政府もこれに金を出し、地方団体もしるべき程度の額を負担して、そういう最も適切な一つの総合的な、たとえば自治大学校というふうなものでも考へて、将来の記念的な施設に残したらどうであらうかというふうな話があつたのであります。それがだんだん話が具体化されて、結局アメリカのロックフェラー財団及びフォード財団に對しまして、かような自治大学校の設置という名前のもとに、しるべき経費をひとつ寄付してもらひたい、こういう申出をいたしましたのであります。それに対しては司令官が非常に賛成でございまして、地方団体全体といたしまして、みな賛成でございしたので、さうなことをいたしたのでございませうが、遺憾ながらその後占領が解除になりますまでの間に、これの具体化という措置がなかつたのであります。岡野自治庁長官も、アメリカを経由して歸つて参ります際に、フォード財団の關係の方にもさらに話をしたものでございませうが、当初司令官側でも相当の見込みがあるという話であつたのであります。結局そのことなくなつて終つたのであります。それがかような自治大学校という名前が残つて参りました一つの沿革上の理由でございまして、そういうふうなことで話がずつと

進んで参つたものでありますから、施設なり講師なり、その他の点を中央の政府で負担をし、地方公務員の研修の旅費その他の経費は、地方団体が負担をする、こういうふうなことで、かような形のものを考へたのであります。この運営が何らか悪い意味の中央集権的なものに使われはしないかという御懸念の点は、あるいはさうな御心配も無理からぬ点もあるかと思うのでございませうけれども、先ほど申し上げましたように、全国の都道府県、市町村の執行機関、及び議決機関の連繫組織の代表者と、学識経験者で組織いたします運営審議会を置いて、それと緊密な連絡をとつて、これを運営して行こうというところであります。これはひとり学校の運営のみならず、学校を卒業いたしました者の将来の問題につきましても、やはりかような機関と緊密な連絡をとつて、処理されることになつて、万々あるまいというふうな考へておる次第でございませう。

○西村(力)委員 心配ないといへばない、あるといへばあるようなものですが、現在の国の進捗状況からいいますと、こういうようなものがつくれるとすれば、結局この大学を出た者が、まあかつての陸軍の天保組というやうな立場で、誇りを持つて地方団体に歸つて行くというやうなことが、直接住民の利益になるかどうかというところになります。まづたゞ疑問を持たざるを得ないと考えます。それでさういふ点をカバーする一つの措置として生れたのではないかと思ひますが、去年の原案には次長さんが校長さんになられるというぐあひに出ておつた。それ

に對していろいろ意見があつたが、今度はさういふ特定人を校長にするというふうなことではなく、原案ができておる。こういうふうな原案を練り直された根拠はどういうところにございませうか。私どもとしてはさういふ立場を個人と関係づけることで反對をするというばかりでなく、やはりその根本には大きく、今中央集権的な方向に行つて懸念する、一つの別の因子が作用してゐるといふぐあひに把握したいのであります。どういふわけでありませうか。

○鈴木(俊)政府委員 これは予算等との関連がございまして、それから地方公務員法にございましてさういふ自治庁の技術的な勧告、助言というやうな規定と結びつけて、第十五国会に提案をいたしました法案においては、御指摘のやうな規定があつたのでございまして、しかしその後政府といたしましては、本国会にこの法案を提案するにあたりまして、やはりさうな一定の官職にありませう者をもつて、当然に校長に充てるといふやうな方式は、自治大学校の本来の性格にかんがみて適當でないのではないかと、やはりすべての地方団体の地方公務員の人たちが、ほんとうに仰いでもつて長とするに足るだけのりつばな民間人を、その地位に得ることが最も望ましいことであらう。それをただ一定の官職上の地位にある者をもつて充てるといふやうな、味のなない方式は適當でないという考へ方から、さういふ法的な拘束、規制をやめることにいたしましたのであります。

○西村(力)委員 飛び飛びになるようですが、この学校を設置するといふ

ことになれば、研修所などとは違つて、そういうときには監督官庁である文部省の許可を得なければならぬことに普通なつておりますが、これはそういう学校教育法に基かない学校というぐあいになるのだらうと思ひます。そういう場合に大学校という名前を使用してもかまわないものであるかどうか、法的にはどうなつておりますか、その点御見解をお伺ひいたしたい。

○鈴木(俊)政府委員 これは先ほど来お話のありましたような警察大学校、あるいは保安大学校、海上保安大学校というような大学校は、学校教育法により大学と違ふということであり、学校教育法により大学と違ふこととあります。学校教育法により大学は六・三・三・四の体系のもとに門戸を一般者に開放して、機会均等でだれでも一定の資格のあるものを試験によつて入学させるという建前に立つてゐるわけであり、これは現在地方公務員であるということが要件であり、同時に、やはりその地方公務員の任命権者が推薦したということが、ここに入りするための要件であります。そういう意味でこれは現に実務に携わつております者の、再教育機関ということであり、従つて学校教育法により大学と違ふところの大学の設置手続とは、まったく別個な系統に属することとなるわけであり、この点は文部省ともちろん十分了解のつてゐる点であります。

○西村(力)委員 最後にいろいろ懸念してゐる問題のうち一番決定的なものは、やはり運営審議会の構想とか、あるいは職員の構成とか、教科の内容とか、こういうことが、一番決定的なものになるのではないかと、かように私は思ふ。

それで総理府令で定める職員の構成とか、政令で定める教科の内容といふものについて、すでに計画がありと思ひますので、その資料があつたらお示し願ひたい。

○山野説明員 それはあとで差上げることにいたします。

○佐藤(親)委員 前に公務員の試験制度として高文制といふものがあつたが、本案はそのうちの行政の最高試験に通つて、その職務をとる人を養成する趣旨においてつくられたと拝承していいのですか、どうですか。

○鈴木(俊)政府委員 高等試験の行政科と同じような資格を、事実上これを卒業した者に与えるという考え方で立案したのかどうかというお尋ねでございますが、そういうお考えもあろうかと存じますけれども、そういう考え方も、やはり中堅職員の高度の研修といふことでございまして、従来の高文制度はいわゆる資格試験で、その資格が一生ついてまわるといふところに、いい点も悪い点もあつたわけでございますが、この自治大学校と申しますのは中堅職員の研修機関として、高度の研修を行うというだけであつて、それが実際の運営においてどういふうに反映するかは、各人事委員会なり、任命権者の考え方の問題であるといふふうなことを考へてゐるわけであり、

○佐藤(親)委員 そうしますと司法研修所出身で判事、検事になるような人、そういう方の建前と両々相まつて進んで行く、要するに自治庁における職員を養成する趣旨から、本法の立案となつたと承つてよいのかどうですか。

○鈴木(俊)政府委員 やはり高等試験の行政科の試験、ちやうど今の司法試験に対応するような意味の試験といふものと、同じような資格を与えるという意味は、この自治大学校では全然考へておりません。やはり今御指摘のような点は、むしろ国家公務員の現在行つてゐるあの試験が、いまだ少く改善の余地があると思ひますけれども、そこらの方とどういふ関連を持つかといふことではないかと思ふのであります。これはあくまでも地方公務員の高度の研修といふことでございまして、御指摘の点とは直接には関係がないといふふうな考へております。

○藤田委員 ごく簡単にお伺ひします。まず第一に先ほどの公務員課長の御説明によりますと、大学校の予算といふものは実に微々たる額で、こういう予算ではあれ／＼の企図するようないつぱな研修は不可能じやないかと考へております。警察大学の例をとられました、予算額において実に問題になりません。こういう点は今後どういふふうな改善されて行く予定でありますか。

○鈴木(俊)政府委員 今回の予算は本年度に直しますと、約一千万円くらいでございまして、御指摘のように貧弱なものといへば貧弱なものでございまして、しかしこれが初めて充足したといふことでございまして、さういふ予算でございまして、将来はできるだけ校長なり、あるいは専任の教授なりを充実にいたし、ほんとうにしつかりした基礎に立つた研修が行えるようにしなければならぬといふように考へてゐるわけであり、これはだんだんと予算上の措置その他を改善して

参りたい、かように考へております。

○藤田委員 ただいま次長の答弁されたいような一応理想的な運営をするのには、年間どのくらいの予算を必要とするか、当委員会としても、もしこの法律案に賛成すると重大な問題でありますので、特にこの点を、大蔵省との折衝段階におきまして、われ／＼は重大な関心を持ちたいと思ひますから、お伺ひしたい。

それから先ほど大石先生あたりからも質問があつたと思ひますが、民主化の点に関する懸念の質問もありました、教授の人選といふことが非常に重大であります。これによつて自治大学校の効果の相当大部分が左右されることは当然であります、具体的にはまだきまつておりませんが、一般抽象的な教授、講師の選考方針といふようなものでもありましたら、お伺ひしておきたい。

○鈴木(俊)政府委員 ただいまの第一の問題でございまして、理想的な施設をするのには、どのくらいの経費を要するか。これはなかなかむづかしい御質問でございまして、どの辺が理想的な姿であるかといふことにつきましては、なお将来私どもも研究を要するところであり、現在たしか警察大学校の予算が千五、六百万程度ではなかつたかと思ひますので、やはりこれら一つの目的になるのではないかと考へております。

それから第二の教授、講師の陣容の整備の方針は、どういふ考へであるかといふお尋ねでございしますが、この点については予算との関係もございまして、やはり実務研修でございしますから、一面においては各省あるいは

民間団体等の専門の研究者、行政実務家等を講師として考へておりますが、やはり基礎的な教養の学科に關しましては、大学の先生方に御出願願ひたい。それからさらに一般の常識的な講義といふものも考へなければならぬと思ひますが、こういうものについては、言論界その他それ／＼適當な方面の人を出したいといふふうな一般の方針としては考へております。

○藤田委員 最後は一問。研修生の数の問題は、各府県大體割当になりますか。あるいは全国で五十人なら、一番から五十番まで成績によつて採用されるつもりであるか、これは運用上の非常に小さい問題でございしますが、それをお伺ひしておきたいと思ひます。

○鈴木(俊)政府委員 大府県別に地方団体に割当をするということになるかと考へております。と申しますのは、定数が一応五十人という予算の基礎で考へておりますので、何らかの客観的な基準で一応割当をして推薦をしてもらうといふふうな考へております。

○床次委員 この自治大学で研修を受けた者に對しましては、やはりある程度まで地方公務員法の立場から將來の職域におきまして待遇に關連させる方がよいのじやないか、あるいは国家公務員法等のつり合ひからいいます、ある程度まで考慮する必要があるのではないかと考へます。その方が本人の励みになると思ひますし、將來の優秀な職員をつくるという立場から必要があるのではないかと考へます、この点に對してどういふふうな考へるか承りたいのであります。それから、でき得る限り地方から進んで研修

を受けさせるためには、やはり相当の補助等も考慮しなければいけないのじやないか、今政府が予定しております経費におきまして、どの程度地方の負担に対して援助し得るか承りたい。

○鈴木(俊)政府委員 この学校を卒業いたしました方は、先ほど来申し上げますように、一般的にはやはり人事委員、あるいは任命権者の選考というようにあるべきで、かようなことを一つの有力なる基礎にして行つたことにならうと思つております。

それから先ほど御指摘がございましたように、勤務成績の評定というところにも現われて来ようかと思つております。そういうところで人事委員、あるいは任命権者の人事行政の施行の上に反映するようにする、ということがやはりいいのではないかと、これを何か一定の条件付をする、義務付をするというところまで参ります。これは行き過ぎではないだろうかというふうに考へておるのであります。

それから地方から自治大学校に参りまして研修をいたします者の経費でございますが、教材その他につきましても、こちらで予算的に負担をいたす考へをいたしておりますが、東京へ派遣をいたします旅費等につきましても、やはり地方団体の負担という建前に考へております。しかしながら、同時に地方公務員の共済組合の宿泊施設等を利用いたしまして、経費としてはほんとうの実費で事が済むようにいたしたいということで、今このような設備との調節関連を考へておりました、設備の方を急いでおる次第であります。

○北山委員 基本的な問題ですが、先

ほどの大石さんの質問とちよつと関連しますが、現在の地方公務員の素質あるいは能力が低い、これを引上げてやろうというのがこの趣旨だろつと思つたのですが、それでは自治庁では今の地方公務員を見てどういふ点が一番欠点というか、遅れておると考へておられるか伺ひます。

○鈴木(俊)政府委員 やはりそれ、地方自治が独立の姿において地方自治を運営いたして行く、地方公務員も、そういう意味で地方自治行政の一の運営に参加して、こういうのが現在の建前でございますから、従つて、やはり一番要望されますことは、他の地方団体でどういふふうな運営をして、あるいは同様の事務を国ではどういふふうな運営をいたして、あるいは理論的に研究をして、能率的な運営ということはどういふふうな点でできるだけ知得せしめる機会を与へることが望ましいのではないかと考へております。そういう意味で、かような共通の一つの研修機関を持ち、その機関を通じて国なり他の地方団体なりの行政の運営の仕方、理論及び応用について研修を受けることが必要ではないかと思つておるのであります。

○北山委員 私が地方公務員を見て感ずるところでは、法律の知識が多くなればなるほど、法律の執行、法律の適用というふうな法律主義といひますか、そういうふうな傾向の欠点がある、そういうふうな欠点がある、たとえは現在の県の職員の方が、いわゆる事務能力というふうな点においては、市町村の職員よりも一応高いのじやないか

というふうな一般には常識的に考へられる。しかし、たとえば生活保護法を適用するといふような場合には、従来町村でやつておつたものを今度は地方の福祉事務所で行うようになった。そうしますと、この生活保護の事務に当る者が、法律を適用するんだといふような考へ方が、非常に強いわけですが、法律適用については、法律の知識なりあるいはその適用の解釈なり何なりについては詳しいけれども、生活の実態に生活保護法を生かして使うといふ面においては、逆に遅れておるといふやうなことがあるように思われる。で、現在の地方公務員の中で最も悪いのは、従来の官尊民卑あるいは独善的な職權意識で、中央の政府がえらくて、それに従属して第一線の仕事をやつておる、といふやうな意識が残つておる人、

地方自治にとつては適任でないといふやうな点からしまして、現在の地方公務員がいろいろ欠点があるから、高度の教養を身につけて能力を高めてやろうと言われるのですが、それじや現在の国家公務員のあり方はどうか。ひよつとすると国家公務員の方の能力なり、あるいは素養といふやうなものに、地方公務員を引上げて行くといふやうな考へ方がそこにあるんじゃないやないか。そういたしますと、ほんとうに民主主義的な地方自治といふことに役立てるためには、自治大学といふやうなものを設置する考へ方は、非常に危険じやないか、たとえば元陸軍大学でもつて優秀な陸軍の軍人を養成した。確かに軍人の軍事能力としてはすぐれたものであつたけれども、人間という意味ではまことに遅れたもので

あつたといふことをあの戦争で暴露した。それと同じようなことがこの自治大学設置の場合に起り得るのじやないか、そういう点についてどういふふうにか考へるか。要するに、今の地方自治といふものを、もつと／＼その本旨に沿うやうに発展させるために、今の地方公務員を国家公務員の方へ近づけて行くやうな考へ方に立つて行くか、あるいは新しく地方の住民の福祉に奉仕するといふやうな新しい形の公務員をつくり出して行くといふ考へ方に立つか、そういう点についての見解をお伺ひたいと思ひます。

○鈴木(俊)政府委員 ただいまの御心配も、先刻来いろいろ委員さんから御指摘のございましたやうな御心配と、同じ御心配に出るものであらうと考へるものであります。先ほど来申し上げましたように、やはり従来の何らかこれによつて特權的な地位を得たといふやうな考へ方は、これを一擲いたしまして、新しい地方自治の態勢の基礎に立つた住民の福祉に奉仕する、サービスをする、地方公務員としていかに研修をするかといふことが、この学校における研修の基本でなければならぬと思つておられます。これはやはり日々地方団体の執行機関あるいは議決機関の中にあつて、實際の事情をまのあたりに見ておる地方団体の代表者の組織する運営審議会の意、密接に結びついて行くといふことが必要であらうと思つておられます。この点先ほど大石先生から、もつと地方住民のほうの声を聞かなければならぬといふやうな御指摘もございましたが、これはまさにその通りだろつと思つております。さういふ地方団体の関係者

といふ者こそ、いわば地方団体の住民の意思に沿うための行政をするためにはどうすればいいかといふことを、最も詳しく知つておるだろつと思つております。そういう人たちが組織する運営審議会の意向によつて、運営して行くことによつて十分危険な点は防げるのではないかと、いふやうに考へるものであります。御指摘のやうに、従来の教育が法學万能であつたといふ点は、まづたゞさうであらうと思ひます。それゆゑに一つの実務研修といふことで、従来の大学教育からむしろ離れたやうな組織で考へて行くことが、いいのではないかと、いふやうにも考へられるのであります。

○北山委員 今の問題は非常に基本的な、言葉には現わしがたいやうな重要な要素を含んでおると思ひますので、この点は十分考へていたきたいと思つておられます。たとえば現在の国の方で、当該官庁でもつて立案された法律の中にも、やはり今までの独善的な意識が、相当無意識のうちに出ておるのじやないか。たとえば地方税法の中に、税金をとる方のとりやすいうやうに、とられる方は常に悪者であるといふやうな前提に立つて、その悪い者が税を免れることができないやうに、がんじがらめにするといふやうな規定が、たくさんあるわけでありまして、かような独善的な官尊民卑の意識といふものは、至るところに現われておるといふことを感ずります。これもやはり国の方へ地方公務員を近づけるといふことになしに、地方公務員の大学をつくるその前に、むしろ国家公務員の方の大学でもつくつた方がいいんじゃないかといふやうな感じがしますので、その点

はもつと深い意味でお考えを願いたい
と思います。

どうも日本人は民主主義といつても、そのほんとうの意味ではまだわかつていないのじやないか。地方自治の点におきまして、一応言葉の上では地方自治といつても、ほんとうの意味の自律的な自主的な精神をまだ身につけていない。あるいは人間を尊重する意識については、まだく／＼な面であつておる面がありますので、特にその点を申し上げるわけでありす。私の見解からしまして、この自治大学の案については、どうしても割切れないものを残しておるということを最後に申し上げまして、私の質問を打ち切ります。

○中井(徳)委員 あらためて申し上げることはないので、自治大学というものは、先ほどの御説明で、技術をおもに教えるのですか、それとも地方自治の精神をおもに教えるのですか、どつちなんですか。

○鈴木(俊)政府委員 これは先ほど申し上げましたように、基礎的な教養に属する科目と、いわば日常の社会常識と申しますか、その基礎的な教養を補うような科目、それから専門の各都府政につきましても知識を授けるという、大體三つのことを考えておりまして、たとえば地方公務員としてのサビスの本義ということにつきましても、やはり基本的な問題としてこれを考えておかねばならぬと考えております。

○中井(徳)委員 そこでちよつと問題があるんですが、この法案の中には国家公務員が、この自治大学へ入ることができるといふことになつておるらしい。

い。現在日本の地方自治は私どもは確立されておらぬと思つております。法律だけではありません、財政的な裏打ちも何もありません、ほとんど絵に描いたもののようなことが多いのであります。この地方自治の精神を最も体得してもらいたいのは、地方公務員ではなくして、むしろ国家公務員ではないか、こういうふうな意見を持つておるのであります。今の政府の各省で地方自治に関係のないのは、まあ外務省くらいのものであります、ほかの省はきつめて関係が深いのであります、その人たちが新しい憲法に基く新しい地方自治の精神をわきまえておられるかどうか。この点は私は日本の地方自治を推進して行くために非常に重要だと思つて、ところがこの法案の第一條を見ますと、そういうものはうたつておりません。ただ地方自治団体職員は資質の向上といふふうになつております。その点先ほど鈴木さんから伺いましたら、最初百五十名おとりになるというのであります、百五十名の中には少くとも五十名くらいは、地方自治に関係のある各省——農林省とか厚生省とか労働省とかあるいは大蔵省に至るまで、ぜひそういう人たちを入れてもらわないと、皮肉を申し上げるようでありまして、せつかく学校はできましても、不平分子の養成機関になるかもしれない。私はそれを非常に憂へるのであります。今の自治団体では、たとえば土木関係は土木技術屋だ、衛生関係は医者を中心にして仕事をするというふうには、各省と非常な結びつきがありまして、自治大学をつくりましても、実際それに入るといふことになりますと、総務系統が中心

になるのであります。そういうものだけをやりましても、その人たちの中の大半は、地方自治の精神のごときは、一応苦労して大体わかつておるのじやないか。大いに技術的にと言ひますけれども、終戦後の最近の自治体のように、この毎年法律がど／＼かあつて、法律の勉強どころかまつたく読むひまもないくらいにかあつておる。この中にあつて技術を養成するといつても、第一ろくな先生も得られなかつたといふ思ひます。先ほど質問の中にもそういうものに関連をしたことがありましたから、朝令暮改といひますが、悪口を言わしてもらひますと、そういう形でありましても、それに即応した技術といふことは、なか／＼むづかしいと思つて、それよりも実は私はこういうものはまだ早いといふ考へ方です。政府はまだ地方自治体が確立されておらぬのに、自治大学とは何事であるかといふ考へ方が実はありますけれども、百歩を譲りましても、なか／＼そういう状態ではむづかしいから、従つて最初はまだ地方自治の本旨とか、そういう精神的なものをやつてもらふ。そのことは私は自治庁の皆さんも大いに痛感しておられるだらうと思つておられます。多少国家公務員の人たちに、大いに入つていただくといふようなことでなければ、あまり効果は上りやしないといふふうな考へ方をしておりますが、率直な意見を聞かしていただきたいと思ひます。

○鈴木(俊)政府委員 ただいま御指摘の国家公務員についてこそ、むしろ地方自治についての研修をする必要がありはしないかといふ御意見でございますが、私どもも国家公務員の一人といひ

○中井委員長 御異議なしと認め、委員長より指名をいたします。すなわち
熊谷 憲一君 西村 力弥君
松永 東君
の三名を理事に指名いたします。
本日はこれをもつて散会いたします。
明日は午前十時より正確に開会をいたしとうございますから、ぜひとも御参集をお願いいたします。
午後六時十四分散会

たしまして、きょうなことが指摘されるのには確かに相当理由があつたと考へております。いろ／＼日常の行政事務を私どもやつております際におきましても、きょうなことを痛感いたすところがあるのでございます。しかしこの第二条で「地方公共団体の行政に密接な関係がある職務に従事する国家公務員」とございまして、先ほど公務員課長が申し上げました地方におります国家公務員、すなわち地方事務官等があるいは中央の地方自治に関係する各省の職員の中で、任命権者から特に依頼を受けたといふ場合には、これもここで研修をするといふことを、具体的に考へておるわけでありす。これが御指摘のような、すべての地方自治に関係のある各省の国家公務員の一般的な教養施設になるというところは、困難であらうと思ひますが、しかし第三項の活用等によりまして若干なりとも、この施設が国家公務員に對しまして、地方自治に対する認識を深める機会を与えることになるということが期待されるのであります。そういう意味で、御趣旨に沿うにははなはだ遠いものと存しますが、若干これは裨益することができるとは思ひます。

○中井委員長 この際理事の補欠選任についてお諮りをいたします。すなわち委員の異動に伴い、理事が三名欠員となつておりますので、その補欠選任を行いたいと思ひますが、これは投票の手續を省略して、委員長より指名するに御異議はありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

昭和二十八年八月四日印刷

昭和二十八年八月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局